

第51回京都コンテスト規約

JARL 京都府支部、JARL 京都クラブ主催の第51回京都コンテストを次の通り開催いたします。このコンテストは非常時に備えての府内及びその周辺の電波伝搬の調査研究、通信技術の向上、アマチュア無線界の友好増進などを目的とし、京都府災害救援専門ボランティアの通信訓練を兼ねて実施するものです。<<今回は JARL 京都クラブ創立60周年を記念して特別賞を発行します。>>

1. 日 時

2007年2月3日(土) 20:00~2月4日(日) 16:00

尚、バンド、部門ごとに開催時間が異なります。

2月3日	20:00~22:00	3.5	MHz帯
2月3日	22:00~24:00	1.9	MHz帯
2月4日	8:00~9:00	144	MHz帯
2月4日	9:00~10:00	14/144	MHz帯
2月4日	10:00~11:00	21/50	MHz帯
2月4日	11:00~12:00	28/50	MHz帯
2月4日	13:00~14:00	7/1200/2400/5600	MHz帯
2月4日	14:00~15:00	7/430	MHz帯
2月4日	15:00~16:00	7	MHz帯

2. 参加資格

日本国内の全てのアマチュア局/SWL局

3. 使用周波数帯

上記のアマチュアバンド。ただし 3.5~430MHz帯はJARL主催のコンテストの使用周波数帯による。

4. 交信(受信)の相手局

京都府内の局 : 日本国内で運用する全てのアマチュア局

京都府外の局 : 京都府内で運用する全てのアマチュア局

SWL : 京都府内で運用する全てのアマチュア局

5. 参加部門及び種目(コードナンバー)

部門・種目		コードナンバー	
		府内局	府外局
個人局	マルチ A	IA	OA
	マルチ B	IB	OB
	マルチ C	IC	OC
	1.9MHz	I19	O19
	3.5MHz	I35	O35
	7MHz	I7	O7
	14MHz	I14	O14
	21MHz	I21	O21
	28MHz	I28	O28
	50MHz	I50	O50
	144MHz	I144	O144
	430MHz	I430	O430
	1200MHz	I1200	O1200
	2400MHz	I2400	O2400
5600MHz	I5600	O5600	
社団	マルチ	IM	OM
SWL	マルチ	ISWL	OSWL

注1) マルチ A : 4バンド以上の個人局マルチバンド

注2) マルチ B : 3バンド以下の個人局マルチバンド

注3) マルチ C : V,U,S HF帯の個人局マルチバンド

注4) 個人局の複数人での運用は社団局扱いとし、他には参加できない。

6. 交信方法

(1) 呼び出し 電話・・・CQ京都コンテスト

電信・・・CQ TEST KT

京都府内局は「こちらは府内局JA3〇×△」又は「DE JA3〇×△/KT」等、府内局を明示のこと。

(2) コンテストナンバーの交換

京都府内局: 電信、電話

RS (T) +市区郡符号(表1参照) +下記の2又は3桁の英数字

・京都府災害救援専門ボランティアへの登録者は、その3桁の登録番号(以下ボランティア番号と呼ぶ)

・JARL登録クラブの社団局は、3桁の登録ナンバー

・上記以外の局は運用者名のイニシャル2文字

(例) 59(9)/W10/003 (ボランティア番号003の場合)

(例) 59 (9) /W07/102 (登録ナンバー 22-1-02 のクラブ局の場合)

(例) 59 (9) /W04/YN

注)「社団局をボランティア登録者が運用する場合は、イニシャルあるいは登録クラブ番号に代えて、運用者のボランティア番号を送出することができる」

京都府外局：電信、電話

RS (T) + 都府県支庁略号 (表 2 参照) + 運用者名のイニシャル 2 文字

(例) 59 (9) /OS/NT

7. 得点及びマルチプライヤー

(1) 得点

京都府内局： 相手局が京都府内局の時は 2 点、府外局の場合 1 点

京都府外局及び SWL： 相手局が京都府内局の時は 1 点、府外局の場合 0 点

(2) マルチプライヤー

各バンド毎に得た異なる京都府内の市区郡、都府県支庁 (京都府内局のみ)、ボランティア番号および府内登録クラブの登録番号。(府内専門ボランティア登録局や登録クラブとの交信によって 1 交信で同時に複数のマルチプライヤーが発生する場合がある) 尚、京都府外局同士および、モバイル等の移動しながらの局との交信 (SWL は受信) は得点にもマルチプライヤーにも算入できない。

注) 当コンテストでは京都府災害救援専門ボランティア制度の周知啓発のためボランティア番号をマルチプライヤーに設定しています。

(3) ニューカマーマルチプライヤー

ニューカマーマルチプライヤーは、初めて局を開設し、局免許年月日が 2006 年 2 月 5 日以降の個人局とし、この局についてはニューカマーマルチとして係数 (×3) を、それ以外の局については、係数 (×1) とする。

(4) 総得点の計算方法

a) マルチバンドの場合

[各バンドにおける得点の和] × [各バンドで得たマルチプライヤーの和] × [ニューカマーマルチプライヤー係数]

b) シングルバンドの場合

[当該バンドにおける得点の和] × [当該バンドで得たマルチプライヤーの和] × [ニューカマーマルチプライヤー係数]

8. 書類の提出

(1) JARL 制定または同様のログシート、サマリーシートを用い所定の事項を記入。サイズは A4 又は B5 に限る。

氏名には必ずふりがなをつける。個人局のゲストオペレータ運用時は実運用者名でサマリーを提出すること。

(2) 各シングルバンド部門は 2 バンドまでの重複提出ができる。マルチバンド部門とシングルバンド部門の重複提出は認めない。重複提出時は、部門毎にサマリーとログを綴じ、書類を明確に分離して提出すること。

(3) 重複交信は、1 回目の交信を有効とし、たとえモードが異なっても、後の交信は重複扱いとする。

(4) 入賞対象局については、交信時に記入したログの提出を求めることがある。

(5) (6) の局を除き、サマリーシート及びログシートを電子メールで提出できる。

・JARL コンテスト委員会制定電子ログ形式 (詳細は JARL 京都府支部 Web を参照)

(6) ニューカマーマルチプライヤーにて係数 (3) を算入した局については、電子メールにて提出することはできない。

また、その局は提出書類に局免許のコピー (呼出符号と免許年月日が確認できること) を合わせて提出すること。

(7) 提出締切日 2007 年 2 月 28 日 (消印有効)

電子メールの場合は送信時のタイムスタンプにて判断する。

(8) 提出先 郵送) 〒617-8691 京都府向日町郵便局私書箱 21 号 JARL 京都クラブコンテスト係

電子メール) kt-test@ja3yaq.ampr.org

9. 賞

上位局には京都府知事賞などの賞を贈る。また府内外各部門をあわせたスコア順で、60/120/180/・・・以下 60 位毎の局には特別賞(景品)を贈る。複数部門にエントリーしたものはエントリー毎に取り扱うが、特別賞の重複受賞は無い。

10. 失格事項

- ・電波法またはこれに基づく命令に違反したもの。
- ・本コンテスト規約に違反したもの。
- ・虚偽の内容報告がある場合。
- ・提出書類などの不備。
- ・その他、本コンテスト委員会が失格と認めたもの。

11. 結果発表

JARL 京都クラブ News、JARL NEWS、JARL 京都府支部の Web 等に発表。個別に結果を希望する局は、SASE を同封のこと。電子メールにて書類提出の局には電子メールにて個別に結果を送付する。

12. コンテストレビュー

提出されたログ、サマリー情報をもとに参加者の状況を分析し、意見・コメントとともに結果を JARL 京都クラブ News、JARL 京都府支部の Web 等に発表。(一部、関ハム会場で配布予定。) 個別に結果を希望する局は、SASE を同封のこと。電子メールにて書類提出の局には電子メールにて個別に結果を送付する。なお掲載拒否の場合はサマリーのコメント欄を空白にするもしくはその旨を明記すること。

13. 後援、協賛

京都府、京都市、京都新聞社、その他

その他不明な点は、必ず SASE または、電子メール（問い合わせ専用アドレス：kt-testqa@ja3yaq.ampr.org）

にて問い合わせること。電話での問い合わせには絶対応じない。規約・結果・電子ログ提出方法などは JARL 京都府支部のホームページでも見ることができる。

URL は <http://www.jarl.com/kyoto/contest/kt-test.htm>

★ 符号表

表 1 (京都府内の市区郡符号)

福知山市	C02	乙訓郡	G03	北区	W01
舞鶴市	C03	久世郡	G06	上京区	W02
綾部市	C04	相楽郡	G08	左京区	W03
宇治市	C05	綴喜郡	G10	中京区	W04
宮津市	C06	船井郡	G12	東山区	W05
亀岡市	C07	与謝郡	G14	下京区	W06
城陽市	C08			南区	W07
長岡京市	C09			右京区	W08
向日市	C10			伏見区	W09
八幡市	C11			山科区	W10
京田辺市	C12			西京区	W11
京丹後市	C13				
南丹市	C14				

表 2 (京都府外の都道府県支庁略号)

宗谷	S Y	新潟	N I	福井	F I
留萌	R M	長野	N N	石川	I K
上川	K K	東京	T K	岡山	O Y
網走	A B	神奈川	K N	島根	S N
空知	S C	千葉	C B	山口	Y G
石狩	I S	埼玉	S T	鳥取	T T
根室	N M	茨城	I B	広島	H S
後志	S B	栃木	T G	香川	K A
十勝	T C	群馬	G M	徳島	T S
釧路	K R	山梨	Y N	愛媛	E H
日高	H D	静岡	S O	高知	K C
胆振	I R	岐阜	G F	福岡	F O
檜山	H Y	愛知	A C	佐賀	S G
渡島	O M	三重	M E	長崎	N S
青森	A M	滋賀	S I	熊本	K M
岩手	I T	奈良	N R	大分	O T
秋田	A T	大阪	O S	宮崎	M Z
山形	Y M	和歌山	W K	鹿児島	K G
宮城	M G	兵庫	H G	沖縄	O N
福島	F S	富山	T Y	小笠原	O G